

「指定居宅介護」

「同行援護」

重要事項説明書

松寿園ホームヘルパーほほえみ

令和 6年 6月 1日改訂

「指定居宅介護」

「同行援護」

重要事項説明書

当事業所は居宅介護支援の指定を受けています。
(石川県指定 第1710300102号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 松寿園
- (2) 法人所在地 石川県小松市向本折町ホ3 1 番地
- (3) 電話番号 0761-22-1022
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 省五
- (5) 法人設立年月日 昭和27年5月9日 (創立 明治32年2月19日)

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護事業所・平成18年10月1日指定
石川県1710300102号
- (2) 事業の目的 事業所の介護福祉士または訪問介護研修の修了者が、障害者に対し、適切な居宅介護を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 松寿園ホームヘルパーほほえみ
 (4) 事業所の所在地 石川県小松市向本折町ホ3 1 番地
 (5) 電話番号 0761-22-1022
 (6) 事業所長(管理者)氏名 高瀬 かおり
 (7) 当事業所の運営方針 ①事業所のサービス従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
 ②事業所のサービス従業者は、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
 (8) 開設年月日 平成15年5月10日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 小松市全域
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(土・日はご相談に応じます。)
受付時間	8時30分～17時
サービス提供時間帯	8時30分～17時(延長はご相談に応じます。)

☆電話等により24時間常時連絡が可能な体制になっています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	配置数	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1		1(兼務)	1名	総合管理業務
2. サービス提供責任者	3		3(兼務)	3名	サービス管理業務
3. 訪問介護員	4	4	8(兼務)	7名	サービス提供業務
(1)介護福祉士	4	2	6	/	/
(2)訪問介護養成研修1級(ヘルパー1級)課程修了者					
(3)訪問介護養成研修2級(ヘルパー2級)課程修了者		2	2		
(4)訪問介護養成研修3級(ヘルパー3級)課程修了者					

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 支援費の対象となるサービス
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 支援費の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、支援費が支給されます。事業者が支援費を法定代理受領する場合には、利用者は、利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業者にお支払いいただきます。なお、支援費対象サービスの場合でも、法定代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

<サービスの概要と利用料金>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。○家事援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。○同行援護
移動の際の介護を行います。○日常生活支援
日常生活全般に常時の支援を行います。 |
|---|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅介護計画がある場合には、それを踏まえた居宅介護計画に定められます。

① 身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

② 家事援助

○調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃

除は行いません。)

○買い物

…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

③ 通院等介助 (身体介護有り)

④ 同行援護

…移動の介助を行います。

⑤ 日常生活支援

…日常生活全般に常時の支援を行います。

＜サービス利用料金＞ (契約書第 9 条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯 (午前 8 時 30 分から午後 5 時) での料金は次の通りです。

	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 2 時間未満	(30 分増す 毎に)
身体介護 通院介助 (伴う)	2,560 円	4,040 円	5,870 円	6,690 円	830 円

	30 分 未満	30 分以上 45 分未満	45 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 15 分未満	1 時間 15 分以上 1 時間半未満	(15 分増 す毎に)
家事援助 通院 (伴ず)	106 円	1,530 円	1,970 円	2,390 円	2,750 円	350 円

	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 2 時間未満	(30 分増す 毎に)
同行援護	1,910 円	3,020 円	4,360 円	5,010 円	650 円

※令和 3 年 4 月から特定事業所加算 (Ⅱ) 10%を加算させていただきます。

※令和 6 年 6 月から当事業所でも福祉・介護職員処遇改善 (Ⅰ) 41.7%を加算させていただきます。

☆初回加算 新規にサービス利用を受ける場合 (前回のサービス提供時より二ヶ月空いて
新に訪問介護計画を作成する場合も含む) に加算 200 円

☆緊急時訪問加算 計画的に訪問することになっていないサービスを、利用者や家族から
要請を受け、緊急に行った場合通常のサービス料金 (身体介護) に加算 100 円

☆利用者負担上限額管理加算 (月 1 回限度、1 回につき) 150 円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な
所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護計画に基
づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて計算され
ます。

☆平常の時間帯(午前8時30分から午後5時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで): 25%
- ・早朝(午前6時から8時まで): 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで): 50%

☆2人のサービス従業者が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆支援費の額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 支援費の対象とならないサービス(契約書第5条、第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

その他のサービス

○行政手続きの代行

利用料金: 実費

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費(契約書第9条参照)

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実績を利用者から徴収します。なお、事業者の自動車を使用した場合は、通常の実施地域の範囲を超えた地点を起点とした往復の距離に、1キロメートルにつき25円を乗じて得た額を徴収します。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|---|
| ア. 下記指定口座への振り込み
北国銀行 小松中央支店 普通預金 535137 |
| イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関: 銀行、信用金庫、郵便局、農協など |
| ウ. 窓口での現金支払い |

☆費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を交付します。

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、サービス従業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行うサービス従業者

サービス提供時に、担当のサービス従業者を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のサービス従業者が交替してサービスを提供します。

(2) サービス従業者の交替（契約書第7条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任されたサービス従業者の交替を希望する場合には、当該サービス従業者が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対してサービス従業者の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定のサービス従業者の指名はできません。

②事業者からのサービス従業者の交替

事業者の都合により、サービス従業者を交替することがあります。

サービス従業者を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②居宅介護サービスの実施に関する指示・命令

居宅介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は居宅介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

居宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。サービス従業者が事業所に連絡する場合の電話等も使用さ

させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 11 条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) サービス従業員の禁止行為（契約書第 15 条参照）

サービス従業員は、ご契約者に対する居宅介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する居宅介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) 虐待防止に関して

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- ② 虐待防止の為の指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ サービスの提供中に当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(7) サービス利用に当たっての禁止事項（利用者・従事者）

- ① 暴言・暴力、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントの行為

7. 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対する当施設のサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する当施設のサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

8. 災害時等によるサービスの変更・中止について

事業所は、天候不順（降車・台風）、または災害、感染者等によりサービスの実施・継

続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただくことがあります。

その場合は、利用者及びその家族に対して関係機関へ連携を図るなど措置を講じます。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施しておりません。

10. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 [苦情解決責任者] 居宅事業部長 一島 昌子
[苦情解決担当者] 管理者 高瀬 かおり
- 担当部署 松寿園介護センター
電話番号(0761)22-1022 F A X(0761)23-2055
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8：30～17：15

（2）行政機関その他苦情受付機関

小松市役所 ふれあい福祉課 障がい福祉	所在地 小松市小馬出町91 電話番号 (0761)24-8052 F A X (0761)23-0294 受付時間 8:30～18:30(土・日、祝日、年末年始を除く)
石川県社会福祉協議会	所在地 金沢市本多町3-1-10 電話番号 (076)234-2556 F A X (076)234-2558 受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日、年末年始を除く)

※ 苦情処理第三者委員会

- 能邨 勇樹 電話 0761-22-0776
- 川畑 博 電話 0761-21-9238

公正中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

11. 秘密保持

事業所と従業者との雇用関係は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させると共に、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を確認させるものとする。

令和 年 月 日

指定居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

松寿園ホームヘルパーほほえみ

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

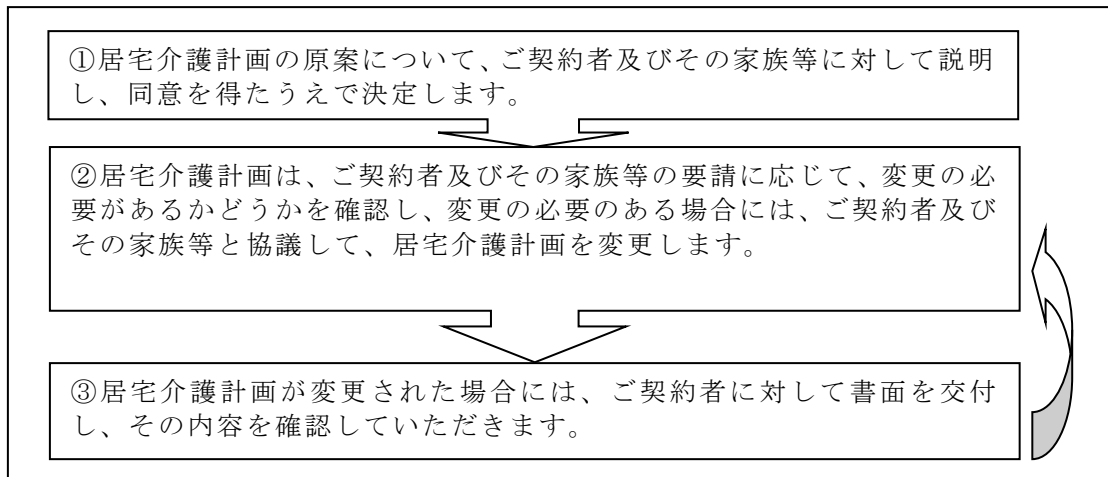
氏 名

印

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、契約締結後に作成する「居宅介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



2. サービス提供における事業者の義務 (契約書第13条、第14条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦前項にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができます。

3. 損害賠償について (契約書16条、第17条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約

者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第19条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 支援費対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者に係る居宅介護計画が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
|---|

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 19 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。